

1. 教員の養成の目標及び計画

別府大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、民主的で文化的な平和国家の建設と人類の福祉に貢献するため、本学の建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、人間教育を基本として、人格の陶冶に努めるとともに、真理を探求し、地域社会に貢献できる実践力のある人材養成を目的として、食物栄養科・初等教育科及び専攻科福祉専攻・初等教育専攻を設置し教育・研究活動を展開している。

教員養成については、前述の目的のもと、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に基づいて中二種免許課程及び初等教育教員養成を目的とした学科を置き、教員として必要な資質能力として、短期大学段階では、幅広い視野をもった豊かな人間性と専門知識・技能を身につけた教育職員を、専攻科段階では、多くの現場体験を取り入れ、子ども理解と教育実践力のある教育職員を養成することとしている。

平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」においては「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICT の利活用、道徳教育、外国語教育、特別支援教育の充実などの初等中等教育における新たな教育課題に対応するための教員養成」が求められている。このことをふまえて、本学は「学生による授業評価アンケート」の実施等の PDCA サイクルによる不断の授業改善を図るとともに、教育実習と事前事後指導である教育実習指導や専攻科における 30 日間の教育現場体験である「教育マイスター研修」の充実を図るなどの教職課程の改善を適宜行っているところである。また、「養成段階」における役割を分担するために、幼・小一種免許課程（専攻科・初等教育専攻）、幼・小二種免許課程（初等教育科）、中二種免許課程（家庭）（食物栄養科）、栄養教諭二種免許課程（食物栄養科）の養成課程を設置している。このように文部科学省の定める専門科目の修得とともに、幅広い選択科目の開設、豊かな人間性を育み、教育者としての資質の向上を目ざし、自発的な教育研究能力及び態度を養うよう引き続き努めていく。